

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

～所得税の更正の請求書・修正申告書作成のための操作の手引き～

修正申告書作成マニュアル

生命保険の一時金等の所得を追加する方で、
確定申告書データをお持ちでない方用



既に提出した所得税の確定申告書に、生命保険の一時金等の申告もれがあった場合の修正申告書の作成手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

1 作成開始

所得税の修正申告書の作成開始までの操作手順を説明します。

① 「新規に更正の請求書・修正申告書を作成する」を押してください。

作成コーナートップ

お知らせ

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

NEW 作成開始 >

保存データを利用して作成 >

- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成
- 途中で保存したデータ（拡張子が【.data】）を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成

ご利用ガイド

作成の流れ

入力例

ご利用になれない方 など

提出した申告書に誤りがあった場合

令和6年分以前の申告書に誤りがあった場合は、更正の請求書、修正申告書の提出を行ってください。

① → 新規に更正の請求書・修正申告書を作成する

→ 更正の請求書・修正申告書の作成を再開する

インボイス発行事業者は消費税の申告が必要になります

インボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、消費税の申告が必要です。

免税事業者が登録を受けた場合には、申告に当たって消費税の納税額を売上税額の2割に軽減できるいわゆる「2割特例」の適用が可能です。なお、基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円を超える場合や高額な資産を仕入れた場合、課税期間を短縮している場合など2割特例の適用を受けることができない場合があります（詳細は、上記「2割特例」特設ページをご参照ください。）。

※ 消費税の確定申告に当たっては、インボイス発行事業者の登録を受けた方へを併せてご参照ください。また、インボイス制度の詳細は、インボイス制度特設サイトをご確認ください。

集計用ファイルのダウンロード

支払った医療費の内容や受け取った配当等の内容を表計算ソフトで入力することができます。

医療費集計フォーム

配当集計フォーム

メッセージボックスの確認

e-Taxソフト（WEB版）へログインすることで送信したデータの受付結果の確認やダウンロードができます。

確認する

送信した申告書の内容の確認

メッセージボックスからダウンロードしたデータ（拡張子が【.xtx】）を読み込むと、申告の内容を確認することができます。

確認する

ID・パスワード方式の届出

ID・パスワード方式の届出を行うことができます。

ご利用にはマイナンバーカードとICカードリーダライタが必要です。

届出を行う

画面番号：CC-AX-010

ページTOPへ

1

税務署への提出方法の選択

提出方法に関する質問

- マイナバーカードをお持ちですか。

※ 電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

☐ 電子証明書の有効期限とは

はい

いいえ

- マイナバーカード読み取りに対応したスマートフォン又はICカードリーダライタをお持ちですか。

☐ スマートフォンの対応機種を確認する方は[こちら](#)

はい

いいえ

マイナバーカードを利用してe-Taxをご利用になります。

画面の案内に沿って操作を進め、e-Taxにより申告書の送信・提出を行ってください。

※ マイナバーカードの電子証明書のパスワードをあらかじめご用意ください。

☐ マイナバーカードを利用してe-Taxで申告書を提出する方法

認証方法の選択

スマートフォンを使用する >

ICカードリーダライタを使用する >

※ スマートフォンでパソコンに表示されるQRコードを読み取る方法です。

[提出方法を変更する方はこちら](#)

e-Tax (ID・パスワード方式) >

書面 >

※ 税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法です。

☐ ID・パスワード方式とは

e-Taxはメリットがいっぱい

	自宅からe-Tax	書面提出（郵送、持参）
送料・交通費	不要	送料（郵送の場合）・ 交通費等が必要
添付料	原則 提出省略	原則必要
還付金受け取り期限	提出から3週間程度	1か月～1か月半程度
青色申告控除額	最大65万円！	最大55万円 ※電子帳簿保存の場合を除く
申告書控	e-Taxからすぐに入手・確認 何回でもダウンロード※	ご自身で控えを作成・保管

※ ダウンロードするには、マイナバーカードが必要です。

マイナバーカードでさらに便利！

マイナバーカードを使用すると、マイナポータルから医療費や控除証明書等のデータを取得できます。

※ 初回は事前準備が必要です。[詳しくはこちら](#)。

税理士の方が代理送信を行う場合

代理送信 >

戻る

画面番号：CC-AA-010

ページTOPへ

- ③ 表示されているラジオボタンから、作成する修正申告書の年分に応じてラジオボタンを選択し、「作成開始」ボタンを押してください。

この後、先ほど選択した提出方法に応じて、マイナンバーカードの認証や利用者識別番号の入力等を行ってください。

※ この操作の手引きでは、「令和6年分」の所得税の修正申告書の「作成開始」を選択した場合の説明をしています。

作成する更正の請求書・修正申告書の選択

作成する更正の請求書・修正申告書の年分を選択してください。

③ ☒ 令和6年分 ☐ 令和5年分 ☐ 令和4年分 ☐ 令和3年分 ☐ 令和2年分 ☐ 令和元年分

令和6年分の申告書等の作成

所得税の更正の請求書・修正申告書

③ 作成開始

決算書・収支内訳書（更正の請求・修正申告書）

作成開始

消費税の更正の請求書・修正申告書

作成開始

贈与税の更正の請求書・修正申告書

作成開始

戻る

画面番号：CC-AE-160

ページTOPへ

3

2 「確定申告書データ読込」画面

「次へ」ボタンを押してください。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和 6 年分 所得税 (更正・修正) マイナンバーカード

1 申告準備 → 2 修正前入力 → 3 修正項目選択 → 4 修正内容入力 → 5 送信 → 6 データ保存等

確定申告書データ読込

i

修正前の確定申告書データ (.data形式) をお持ちでない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください。

確定申告書等作成コーナーで保存した令和6年分の確定申告書データ (.data形式) を読み込みます。
「ファイルを選択」ボタンを押してデータを選択し、「保存データ読込」ボタンを押してください。

> 操作方法が分からない場合 

> データを保存した場所が分からない場合 

ファイルを選択

ファイル名: 選択されていません

戻る

次へ

画面上部: SS-AH-010

ページTOPへ

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約

Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

3 「本人情報の確認等」画面

- ① 「生年月日」を入力します（マイナンバーカード方式やID・パスワード方式を選んだ場合は、利用者識別番号から検索した情報が入力された状態で表示されます。）。
- ② 青色申告の承認を受けている場合は、「青色申告の承認を受けている」にチェックを付けてください。
- ③ 「次へ」ボタンを押してください。

本人情報の確認等

本人情報の確認

①

申告者本人の生年月日 必須

昭和43(1968)

10

13

申告する所得に関する質問

事業所得や不動産所得がある方で、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けている場合は、「青色申告の承認を受けている」にチェックを付けてください。

②

☐ 青色申告の承認を受けている

戻る

③

次へ

画面番号：SS-AA-010c

へ ページTOPへ

4 「所得金額等の入力」画面

【更正の請求・修正申告前の所得金額等の入力】

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、修正申告前の所得金額等を入力してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

所得金額等の入力

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。
> 入力箇所を申告書の見本で確認する

1

所得金額等

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例（措法41条の5）、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例（措法41条の5の2）を適用する場合

申告書第四表を使用して申告した場合

事業所得

営業等の所得金額（円）
※：申告書第一表の（1）の金額

農業の所得金額（円）
※：申告書第一表の（2）の金額

不動産所得

所得金額（円）
※：申告書第一表の（3）の金額

利子所得

所得金額（円）
※：申告書第一表の（4）の金額

配当所得

所得金額（円）
※：申告書第一表の（5）の金額

給与所得

区分
※：申告書第一表の（6）の区分

所得金額（円）
※：申告書第一表の（6）の金額

雑所得

公的年金等の所得金額（円）
※：申告書第一表の（7）の金額

業務の所得金額（円）
※：申告書第一表の（8）の金額

その他の所得金額（円）
※：申告書第一表の（9）の金額

（7）から（9）までの計（円）
※：申告書第一表の（10）の金額

総合譲渡所得・一時所得

所得金額（円）
※：申告書第一表の（11）の金額

上記所得金額の内訳

☐ 総合譲渡所得を含む

☐ 一時所得を含む

所得金額の合計

所得金額（円）
※：申告書第一表の（12）の金額

戻る

2

次へ

ここまでの入力内容を保存

5 「所得から差し引かれる金額の入力」画面

【更正の請求・修正申告前の所得から差し引かれる金額（所得控除）の入力】

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、修正申告前の所得から差し引かれる金額（所得控除）を入力してください。
- ② 寄附金控除の入力がある場合は、「入力する」ボタンを押してください。（寄附金控除の入力方法は、「更正の請求書・修正申告書作成編（確定申告書データをお持ちでない場合）」のP12「寄附金控除等の入力」画面の入力方法をご参照ください。）
- ③ 「次へ」ボタンを押してください。

所得から差し引かれる金額の入力

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。

① > 入力箇所を申告書の見本で確認する

所得から差し引かれる金額（所得控除）

社会保険料控除

控除額（円）
※：申告書第一表の（13）の金額

911,504

小規模企業共済等掛金控除

控除額（円）
※：申告書第一表の（14）の金額

生命保険料控除

控除額（円）
※：申告書第一表の（15）の金額

地震保険料控除

控除額（円）
※：申告書第一表の（16）の金額

21,000

基礎控除

控除額（円）
※：申告書第一表の（24）の金額

480,000

計

社会保険料控除から基礎控除までの計（円）
※：申告書第一表の（25）の金額

1,792,504

雑損控除

控除額（円）
※：申告書第一表の（26）の金額

医療費控除

区分
※：申告書第一表の（27）の区分

控除額（円）
※：申告書第一表の（27）の金額

寄附金控除

控除額（円）
※：申告書第一表の（28）の金額

-

入力する > ②

所得から差し引かれる金額の合計

合計（円）
※：申告書第一表の（29）の金額

1,792,504

戻る

③ 次へ

ここまでの入力内容を保存

6 「税金の計算に関する入力」画面

【更正の請求・修正申告前の税金の計算（税額控除等）に関する入力】

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、修正申告前の税金の計算（税額控除等）を入力してください。
- ② 政党等寄附金等特別控除、または住宅耐震改修特別控除等の入力がある場合は、「入力する」ボタンを押してください（「寄附金控除等の入力」画面の入力方法は、「更正の請求書・修正申告書作成編（確定申告書データをお持ちでない場合）」のP12、「住宅耐震改修特別控除等の入力」画面の入力方法はP13をご参照ください。）。
- ③ 「次へ」ボタンを押してください。

税金の計算に関する入力

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。

> 入力箇所を申告書の見本で確認する

①

税金の計算（税額控除等）

課税される所得金額

金額（円）
※：申告書第一表の（30）の金額

3,533,000

上記に対する税額

税額（円）
※：申告書第一表の（31）の金額

279,100

配当控除

控除額（円）
※：申告書第一表の（32）の金額

投資税額等控除

区分
※：申告書第一表の（33）の区分

控除額（円）
※：申告書第一表の（33）の金額

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除

区分1
※：申告書第一表の（34）の区分1

区分2
※：申告書第一表の（34）の区分2

控除額（円）
※：申告書第一表の（34）の金額

政党等寄附金等特別控除

控除額（円）
※：申告書第一表の（35）～（37）の金額

-

②

入力する >

住宅耐震改修特別控除等

区分
※：申告書第一表の（38）～（40）の区分

-

控除額（円）
※：申告書第一表の（38）～（40）の金額

-

②

入力する >

第3期分の税額

納める税金（円）
※：申告書第一表の（53）の金額

95,200

還付される税金（円）
※：申告書第一表の（54）の金額

戻る

③

次へ

ここまでの入力内容を保存

画面番号：SS-AH-050

ページTOPへ

8

7 「その他の項目に関する入力」画面

【更正の請求・修正申告前のその他の項目に関する入力】

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、修正申告前のその他の項目を入力してください。
- ② 本年分で差し引く繰越損失額や翌年分以後に繰り越す損失額がある場合は、「入力する」ボタンを押してください（翌年分以後に繰り越す損失額がある方は、「更正の請求書・修正申告書作成編（確定申告書データをお持ちでない場合）」の P14「本年分で差し引く繰越損失額等の入力」画面の入力方法をご参照ください。）
- ③ 申告分離課税の所得がある場合は、「申告分離課税の入力を行う」にチェックを付けてください（所得金額（申告分離課税）の入力方法は、「更正の請求書・修正申告書作成編（確定申告書データをお持ちでない場合）」の P11「所得金額（申告分離課税）」画面の入力方法をご参照ください。）。
- ④ 「次へ」ボタンを押してください。

その他の項目に関する入力

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。
> 入力箇所を申告書の見本で確認する

①

その他の項目

専従者給与（控除）の合計額

合計額（円）
※：申告書第一表の（59）の金額

青色申告特別控除額

控除額（円）
※：申告書第一表の（60）の金額

本年分で差し引く繰越損失額

損失額（円）
※：申告書第一表の（63）の金額

-

②

入力する

>

①

平均課税対象金額

金額（円）
※：申告書第一表の（64）の金額

変動・臨時所得金額

区分
※：申告書第一表の（65）の区分

所得金額（円）
※：申告書第一表の（65）の金額

申告分離課税の有無

更正の請求・修正申告を行う直前の申告等について、申告分離課税の所得がある場合は、「申告分離課税の入力を行う」にチェックを付けてください。
> 申告分離課税とは

③

☐ 申告分離課税の入力を行う

戻る

④

次へ

ここまでの入力内容を保存

9

8 「修正項目の選択」画面

- ① 一時所得を選択してください。
- ② 選択終了後、「次へ」ボタンを押してください。

修正項目の選択

① 令和6年分特別税額控除（定額減税）の金額を修正する場合は、「配偶者（特別）控除」又は「扶養控除（16歳未満の扶養親族や申告者本人以外の扶養親族を含む。）」を選択して、各画面で配偶者や扶養親族に関する情報を入力してください。
➤ 令和6年分特別税額控除（定額減税）について詳しくはこちら

修正する項目を選択して、「次へ」ボタンを押してください。
なお、所得金額の合計や税額計算（例：「課税される所得金額に対する税額」の計算）が誤っている場合は、申告した所得金額や控除等を以下の項目から選択し、次の画面で入力することで正しい金額で自動計算されます。

収入・所得金額（総合課税）

収入・所得金額（総合課税）の修正項目

☐ 事業所得（営業等・農業）

☐ 不動産所得

☐ 利子所得

☐ 配当所得

☐ 給与所得

☐ 雑所得（公的年金等）

☐ 雑所得（業務・その他）

☐ 総合譲渡所得（短期・長期）

☒ 一時所得

収入・所得金額（申告分離課税）

収入・所得金額（申告分離課税）の修正項目

☐ 土地建物等の譲渡所得

☐ 株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等

☐ 先物取引に係る雑所得等

☐ 退職所得

※：退職所得のある方で、更正の請求・修正申告を行う直前の申告で退職所得を申告していない場合は、退職所得を含めて更正の請求・修正申告を行う必要がありますので選択してください。

所得から差し引かれる金額（所得控除）

所得から差し引かれる金額（所得控除）の修正項目

税金の計算（税額控除等）

税金の計算（税額控除等）の修正項目

その他の項目

その他の項目の修正項目

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

10

9 「更正の請求・修正申告額の入力」画面

① P6「所得金額の入力」画面等において入力した項目が「修正前」の欄に表示されます。「入力する」ボタンを押して、修正後の内容を入力してください。

なお、修正前と修正後が同じ金額であっても入力が必要です。

② 一時所得が入力できるようになりますので、「入力する」ボタンを押してください。

更正の請求・修正申告額の入力

更正の請求・修正申告後の内容を入力してください。
なお、選択した修正項目に限らず、更正の請求・修正申告後の内容を全て入力する必要があります。

収入・所得金額（総合課税）の確認

①

給与所得

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
収入金額	-	-	-
区分	-	-	-
所得金額	5,326,000円	-	-

入力する >

一時所得

一時所得

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
特別控除後の金額	-	-	-

一時所得の金額

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
一時所得の金額	-	-	-

入力する >

②

所得金額の合計

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
所得金額の合計	5,326,000円	-	入力項目ではありません

所得から差し引かれる金額（所得控除）の確認

社会保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額	911,504円	-	-

入力する >

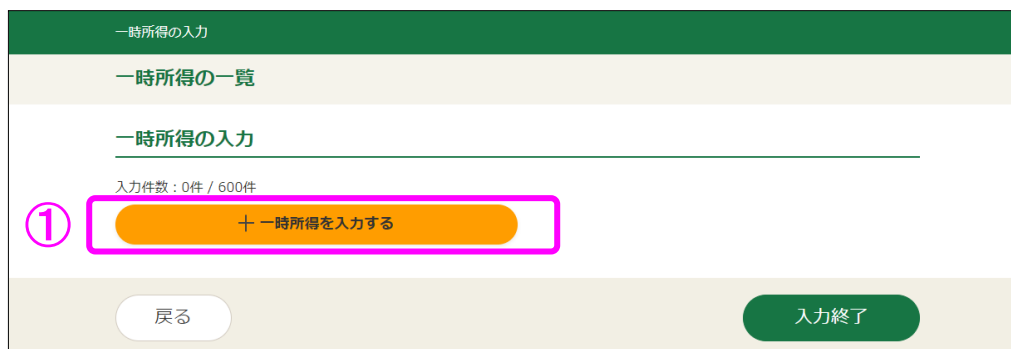
地震保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額	21,000円	-	-

入力する >

10 「一時所得の入力」画面

- ① 「＋一時所得を入力する」ボタンを押して次の画面へ進みます。




- ② 受け取った保険金等の種目を入力してください。
- ③ 受け取った保険金等の総額を入力してください。
- ④ 支払った保険料の総額を入力してください。
- ⑤ 源泉徴収税額が引かれている場合は入力してください。
- ⑥ 保険金等が支払われた保険会社等の情報を入力してください。
- ⑦ 複数入力する場合は「もう1件入力する」ボタンを押してください。
- 入力が終わりましたら、「入力内容の確認」ボタンを押し、次の画面へ進みます。



一時所得の入力

一時所得の入力 1件目

① 入力に際しては、収入金額等の合計額をまとめて入力することが可能です。
なお、「未納付の源泉徴収税額」は、支払調書の交付を受けている方で、源泉徴収税額欄が二段書きで表示されている場合のみ、上段の額の合計額を入力してください。

② 種目 (省略可)
生命保険金

③ 収入金額 (支払保険金額等) (円)
3,000,000

④ 収入を得るために支出した金額 (円)
1,500,000

⑤ 源泉徴収税額 (円)
※：該当がない場合は入力不要です。
0

☐ 未納付の源泉徴収税額 (内書き・円) ☒

⑥ 支払者の所在地又は所得の生ずる場所 (省略可)
※：28文字以内 (ビル名等省略可、法人番号でも代替可)
東京都千代田区霞が丘〇〇-〇-〇

支払者の氏名又は名称 (省略可)
※：28文字以内
国税生命

⑦ 国税生命
東京都千代田区霞が丘〇〇-〇-〇

お支払明細書

ご契約 情報	証券番号	●●●●
	契約者	国税 太郎 様
	被契約者	国税 太郎 様
	解約日	〇年〇月〇日
お支払 情報	お支払日	〇年〇月〇日
	お支払先口座	▲銀行▲支店 ▲口座 ▲
	お支払金額	3,000,000 円

税項目	③ 収入金額	3,000,000 円
	④ 既払込保険料等 (必要経費)	1,500,000 円

戻る ⑦ もう1件入力する 入力内容の確認

(⇒次ページへ続く)



- ⑧ 入力内容を確認し、誤りが無ければ「入力終了」ボタンを押してください。

一時所得の入力

一時所得の一覧

一時所得の入力

入力件数：1件 / 600件

一時所得の入力内容

	種目 支払者の氏名又は名称	収入金額	収入を得るために支出 した金額	源泉徴収税額	操作
1	生命保険金 国税生命	3,000,000円	1,500,000円	0円	訂正 削除

＋ 一時所得を入力する

収入金額の合計
3,000,000円

収入を得るために支出した金額の合計
1,500,000円

源泉徴収税額の合計
0円

戻る

⑧

入力終了

11 「更正の請求・修正申告額の入力」画面の終了

- ① 修正後の入力有無が「入力あり」になっていることを確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してしてください。

更正の請求・修正申告額の入力

更正の請求・修正申告後の内容を入力してください。
なお、選択した修正項目に限らず、更正の請求・修正申告後の内容を全て入力する必要があります。

収入・所得金額（総合課税）の確認

給与所得

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
特別控除後の金額	—	1,000,000円	✓ 入力あり

一時所得の金額

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
一時所得の金額	—	500,000円	✓ 入力あり

訂正する >

所得金額

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
所得金額	—	5,326,000円	—

入力する >

【ご参考】

一時所得の「特別控除後の金額」の計算方法は、
受け取った保険金の総額 － 支払った保険料の
総額 － 特別控除の額（最高 50 万円）

「一時所得の金額」の計算方法は、
一時所得「特別控除後の金額」 × 1 / 2
となります。

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

12 「計算結果の確認」画面

① 修正申告により新たに納付すべき税額が表示されていますので確認してください。

※ 訂正する項目がある場合には、「戻る」ボタンを押すと P12「更正の請求・修正申告額の入力」画面に戻りますので、該当する項目の「訂正する」ボタンを押して入力内容を訂正してください。

② 確認が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。

The screenshot shows the 'Calculation Result Confirmation' screen. At the top, a green header reads '計算結果の確認'. Below it, a message states: '入力内容から計算した結果は以下のとおりです。表示された内容を確認し、訂正がある場合は「戻る」ボタンを押してください。' A yellow box highlights the calculation result: '計算の結果、修正申告書を作成します。納付する金額 87,000円'. A note below says: '※：住民税については、修正申告書に基づき市区町村で別途計算されます。'

The '収入・所得金額（総合課税）の確認' section contains two tables. The first table, '給与所得', has columns '項目' and '修正前'. It lists '区分（収入金額）' as '-', '収入金額' as 7,140, and '区分（所得金額）' as '-', '所得金額' as 5,326. The second table, '一時所得', also has columns '項目' and '修正前', with '特別控除後の金額' as '-'. Below these is a table for '一時所得の金額' with columns '項目', '修正前', '修正後', and '差引金額'. The '合計額' row shows '-' for '修正前', '0円' for '修正後', and '0円' for '差引金額'.

Annotations include: a red box with text explaining that the correction declaration results in a new tax amount to be paid, and that if the input is correct, the same amount as before is shown, with a red 'X' mark indicating a correction is not needed; a green box with '作成終了' (Completed) at the bottom; and a pink box with '②' highlighting the '次へ' (Next) button, with a note 'ここまでの入力内容を保存' (Save input content up to here).

13 「修正申告によって異動した事項の入力」画面

- ① 修正申告によって異動した事項について、入力してください。
- ② 入力が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。

修正申告による異動事項の入力

修正申告によって異動した事項の入力

修正申告によって異動した事項  

※：100文字以内

①

生命保険の一時金の申告漏れ

戻る

②

次へ

ここまでの入力内容を保存

14 「財産債務調書の作成」画面

- ① 財産債務調書の提出基準に該当する場合は、「12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している。」をチェックし、「入力する」ボタンを押して、「財産・債務の入力」へ進みます。

※「更正の請求・修正申告書作成編（確定申告書データをお持ちの場合）」のP20をご参照ください。）

- ② 財産債務調書の提出基準に該当しない場合、「財産債務調書」を手書きなどで別途作成する場合や、既に提出済みの場合は「次へ」ボタンを押してください。

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

財産債務調書の作成

❗

既に財産債務調書を提出された方で、更正の請求・修正申告により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、「次へ」ボタンを押してください。

財産債務調書の作成

■ 財産債務調書の提出要件の確認

令和6年12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方は、令和7年6月30日（月）までに、財産債務調書を提出する必要があります。

提出義務者に該当する方は、チェックをしてください。

なお、すでに財産債務調書を提出された方で、更正の請求・修正申告により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、財産債務調書の提出は不要ですので、チェックを付けずに「次へ」をクリックしてください。

> 財産債務調書の提出要件の詳細

①

☒

12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している。

※：別途提出する場合、入力を省略することができます。

入力する

>

戻る

②

次へ

ここまでの入力内容を保存

17

15 「納付方法等の入力」画面

- ① 納付方法及び通知方法を選択してください。

なお、「スマホアプリ納付」又は「コンビニ納付」を選択すると、税務署や金融機関に向く必要がない上、手数料も不要です。

税務務署等の窓口での納付を希望する場合は、選択せずに次へお進みください。

※1 修正申告により、新たに納付すべき税額は、修正申告書の提出日が納期限となりますので、速やかに納付してください。

※2 書面で作成する場合は「スマホアプリ納付」をご利用になれません。

- ② 選択が終了しましたら、「次へ」ボタンを押してください。

「基本情報の入力」画面へ進みます。

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

納付方法等の入力

納付 する金額

87,000円

※：住民税等については、修正申告書に基づき市区町村で別途計算されます。

納付方法

納付方法の選択

納付方法 必須

> 各納付方法の内容を確認する

選択してください

通知方法の選択

この申告書に係る通知等（加算税の賦課決定通知、予定納税額の通知）がある場合、これらの通知を電子的に受け取ることができます。

> 電子交付を希望する場合の留意事項

Q e-Taxによる電子交付 か 郵送等による書面交付 のどちらを希望しますか？ 必須 ?

電子交付

書面交付

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

16 「基本情報の入力」画面

- ① 住所・氏名等【必須】と表示されている項目は、必ず入力してください。
- ② 入力終了後、「次へ」ボタンを押してください。

基本情報の入力

氏名・電話番号の入力

氏名（フリガナ）	※：各11文字以内 コクセイ タロウ
氏名（漢字） 必須	※：各10文字以内 国税 太郎

郵便番号を入力し、「郵便番号から住所入力」ボタンを押すと、住所及び税務署名が自動で入力されます。

郵便番号から住所入力

住所の入力

現在の住所の入力

納税地の区分 必須 ? □	☐ 住所地 ☒ 事業所等
郵便番号	1040045 郵便番号から住所入力
都道府県・市区町村 必須	東京都 中央区
丁目番地等 必須	※：都道府県・市区町村と合計で28文字以内 築地5丁目3-1
建物名・号室	※：28文字以内（制限文字数を超える場合、マンション名を省略する） 〇〇マンション101号室
提出先税務署 必須 ? □	東京都 京橋

住所の続きを入力します。

郵便番号から住所が検索できなかった場合は、都道府県及び市区町村をプルダウンで選択してください。

提出先税務署を選択します。
※ 郵便番号から住所を検索した場合などは、自動で表示されます（一部を除く。）。

ご自身が世帯主

その他の項目の入力

職業 ? □	※：個人事業主の方は、事業の内容を具体的に入力してください（青果小売業、自動車板金塗装業など）。 ※：11文字以内 会社員
屋号・雅号	※：事業に係る屋号や雅号がある場合は入力してください。 ※：30文字以内 国税商店
世帯主の氏名（漢字）	ご自身が世帯主 ※：10文字以内 国税 太郎
世帯主からみた続柄	選択してください ▼
整理番号 ? □	※：税務署から送付された「確定申告のお知らせ」などにより、税務署で付番した整理番号がお分かりになる場合は入力してください。 ※：数字8桁 01234567

「ご自身が世帯主」ボタンを押すと、「氏名」欄の名前をコピーして「世帯主の氏名」欄に表示し、「世帯主からみた続柄」欄に「本人」と表示します。

ご自身が世帯主

戻る

② 次へ

17 「マイナンバーの入力」画面

画面に表示されている方のマイナンバーを入力し、入力終了後「次へ」ボタンを押してください。

マイナンバーの入力			
	氏名	生年月日	マイナンバー（個人番号） ※：数字12桁
1人目	国税 太郎（本人）	昭和43年10月13日	

この画面以降の操作方法については、各画面の案内に従い操作を行ってください。